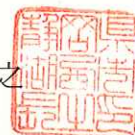


湖西市告示第250号

湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年10月30日

湖西市長 田内 浩之



湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市保育対策事業費補助金交付要綱（令和7年湖西市告示第132号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（補助対象）」に改め、同条中「補助対象経費」を「補助対象事業、補助対象経費」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助対象事業（保育士宿舎借上げ支援事業を除く。）の対象児童は、市内に居住する児童で、市内の保育所等に在籍している児童とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象事業を当該各号に定める者が利用する場合については、この限りでない。

(1) 一時預かり事業（一般型） 市内に居住する緊急一時預かり対象児童（保育所等への入園が決まるまでの間に利用する保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもをいう。））又は特別支援児童

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）又は一時預かり事業（余裕活用型） 市内に居住する特別支援児童

別表延長保育事業の項中「20,200円」を「21,200円」に、「40,400円」を「42,400円」に改め、同表一時預かり事業（一般型）の項及び一時預かり事業（幼稚園型）の項を次のよう改める。

一時預かり事業（一般型）	市内の保育所等が実施する一時預かり事業	次に掲げる額を比較していずれか少ない額 1 次の(1)から(3)までの規定により算定された額 (1) 年間延べ利用児童数により算定する基準額は、次に掲げる額とする。ただし、緊急一時
--------------	---------------------	--

	(一般型) に要する経費	預かり対象児童及び特別支援児童が利用した場合は、年間延べ利用児童数に含めないものとする。 ア 50 人未満 1,473,000 円 イ 50 人以上 100 人未満 1,973,000 円 ウ 100 人以上 200 人未満 2,444,000 円 エ 200 人 300 人未満 2,945,000 円 オ 300 人以上 900 人未満 3,240,000 円 (2) 緊急一時預かり対象児童が利用した場合 児童 1 人当たりの日額 4,400 円 (3) 特別支援児童(障害児・多胎児)が利用した場合 児童 1 人当たりの日額 3,900 円 2 補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額
一時預かり事業(幼稚園型)	市内の法第 19 条第 1 号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用定員が 75 人以上である認定こども園が実施する一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)に要する経費	次に掲げる額を比較していずれか少ない額 1 次の(1)から(4)までにより算定された額 (1) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)(児童 1 人当たりの日額) ア 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設 (ア) 平日 440 円 (イ) 長期休業日 8 時間未満 440 円 (ウ) 長期休業日 8 時間以上 880 円 イ 年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設 (ア) 平日 $(1,600,000 \text{ 円} \div \text{年間延べ平日利用児童数}) - 400 \text{ 円}$ (10 円未満切り捨て) (イ) 長期休業日 8 時間未満 400 円 (ウ) 長期休業日 8 時間以上 800 円 (2) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)(児童 1 人当たりの日額) 800 円 (3) 長時間加算 ア (1)ア(ア)及び(1)イ(ア)については 4 時間又は教育時間との合計が 8 時間を、(1)ア(ウ)、(1)イ(ウ)及び(2)については 8 時間

		を超えた利用の場合 (ア) 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 (イ) 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 (ウ) 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 イ (1) ア(イ)及び(1)イ(イ)については 4 時間を超えた利用の場合 (ア) 超えた利用時間が 2 時間未満 100 円 (イ) 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200 円 (ウ) 超えた利用時間が 3 時間以上 300 円 (4) 特別支援児童分(障害児)(児童 1 人当たりの日額) 4,000 円 2 補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額
--	--	---

別表一時預かり事業(余裕活用型)の項中「2,400 円」を「2,600 円」に、「3,600 円」を「3,900 円」に改め、同表病児保育事業の項中「4,500,000 円」を「4,794,000 円」に、「2,250,000 円」を「2,397,000 円」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市保育対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。